

平成 29 年 9 月 29 日
水管理・国土保全局砂防部

土砂災害警戒区域等の指定解除の要件等を全国に発出

～土砂災害の危険性に応じた適切な土地利用規制等を推進～

国土交通省は 9 月 28 日、都道府県における土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の適切な警戒避難体制の整備や土地利用規制の実施を支援するため、土砂災害警戒区域等の指定解除の要件等を明確化し各都道府県に通知しました。

- 平成 29 年 6 月に改正した土砂災害防止法に基づき「土砂災害防止対策基本指針^{*}」を平成 29 年 8 月 10 日に変更しました。
※土砂災害防止対策基本指針 <http://www.mlit.go.jp/common/001196760.pdf>
- 変更した基本指針では、砂防堰堤等が整備され安全性が高まるなど、指定の条件を満たさなくなった場合には、土砂災害特別警戒区域について速やかに指定を解除することを明記しています。
- 国土交通省は 9 月 28 日、土砂災害警戒区域等の適切な警戒避難体制の整備や土地利用規制の実施を支援するため、基本指針を補完するものとして土砂災害警戒区域等の解除等の考え方や要件を明確化し、各都道府県へ通知しました。

<ポイント>

- ・ 土砂災害警戒区域等の解除等のタイミングや確認事項等を明確化 (別紙 1、別紙 2)
- ・ 砂防施設等の整備に伴う部分的な解除の考え方を明確化 (別紙 3)

<参考>

- ・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の概要 (参考資料 1)
- ・ 土砂災害特別警戒区域の解除事例 (参考資料 2)

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局	03-5253-8111 (代表)
砂防部砂防計画課	03-5253-8467 (直通)
	03-5253-1610 (FAX)
課長補佐	熊澤 至朗 (内線 36-142)
計画係長	菊池 瞳 (内線 36-143)